



《会計・税務の知識》 速報！令和5年度税制改正大綱

令和4年12月16日、自由民主党及び公明党による令和5年度税制改正大綱が公表されました！

今回の改正は、「2000兆円に及ぶ個人金融資産」、「500兆円に及ぶ企業の内部留保」、「かつて3000万人を超える旅行者を呼び込んだ全国津々浦々の地域資源」など、個人や企業そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを具現化するもので、税制以外の施策も組み合わせて、一人でも多くの人が豊かさを享受できる「成長と分配の好循環」の連鎖を生み出していくと謳われています。

例えば、法人税では、スタートアップへの出資額の一部を控除できるオープンイノベーション促進税制について、M&Aの場合でも適用できるように既存株式の取得も対象とされることとなります。

所得税では、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを促す観点から、NISA制度の抜本的拡充と恒久化することとされました。また、スタートアップ支援の観点から、保有株式の譲渡益を元手にスタートアップへ再投資する場合の優遇税制が創設されます。

資産税では、相続時精算課税制度を適用する場合においても110万円までは非課税とされることとなります。これにより、従来デメリットとされていた点が解消され、制度の利用がし易くなります。一方、暦年課税において相続前3年分を加算するとされていた期間は7年に延長されます。

その他、消費税のインボイス制度導入に伴う事業者の税額や事務負担の軽減措置がなされます。防衛力強化財源確保のための法人税、所得税、たばこ税の増税措置は令和6年以降の適切な時期に施行するとされました。

以下では、速報版として主要な改正にかかる要約をご紹介します（全14ページ）。

詳細はこちらでご確認頂けます。https://storage.jimin.jp/pdf/news/information/204848_1.pdf

〔個人所得課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	NISA制度の 恒久化と投資枠 拡大	<p>非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 非課税累積投資契約に係る非課税措置（つみたてNISA）の勘定設定期間を、令和5年12月31日までとする。</p> <p>(2) 若年期から高齢期に至るまで、長期・積立・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。</p> <p>(3) 新たな制度として、居住者等が年間120万円までつみたて投資枠（特定累積投資勘定）を活用して投資を行った場合には、当該投資に関する配当及び受益権の譲渡等に関する譲渡所得に対し、所得税及び個人住民税は課さないものとする。なお、譲渡損失が発生した場合は、損失はなかったものとみなす。</p> <p>(4) 新たな制度として、居住者等が年間240万円まで成長投資枠（特定非課税管理勘定）を活用して投資を行った場合には、当該投資に関する配当及び上場株</p>	令和6年1月1日以後のつみたて投資枠（特定累積投資勘定）、成長投資枠（特定非課税管理勘定）から適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>式等の譲渡等に関する譲渡所得に対し、所得税及び個人住民税は課さないものとする。なお、譲渡損失が発生した場合は、損失はなかったものとみなす。</p> <p>(5) 新たな制度において、つみたて投資枠（特定累積投資勘定）及び成長投資枠（特定非課税管理勘定）は併用可能とし、生涯非課税限度枠として1,800万円の上限枠を設定する（うち、成長投資枠は1,200万円まで）。</p> <p>(6) 現行の一般NISA及びつみたてNISAについては、令和5年末で買付を終了することとするが、非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取扱いを継続する。</p>	
所得税 住民税	特定中小会社が設立時に発行した株式に係る取得額の控除等の特例の創設	<p>設立の日に属する年において、一定の要件を満たす株式会社の設立時に発行した株式(特定株式という)を払込みにより取得した居住者等(発起人であること及び自ら営む事業の全部を承継させた個人等に該当しないことその他要件を満たすものに限る。)は、株式等の譲渡所得金額から、20億円を限度として特定株式の取得費を控除する特例を創設し、特定新規中小会社が発行した株式の取得した場合の課税の特例と選択適用できることとする。</p> <p>また、株式に係る譲渡損失の繰越控除等の適用対象に特定株式を加える。</p> <p>(1) 設立の日以後の期間が1年未満の中小企業者であること。</p> <p>(2) 販売費及び一般管理費の出資金額に対する割合が100分の30を超えること。</p> <p>(3) 特定の株主グループの有する株式の総数が発行済株式総数の100分の90を超えないこと。</p> <p>(4) 金融商品取引所に上場されている会社等が発行した株式でないこと。</p> <p>(5) 発行済株式総数の2分の1を超える株式が、一の大規模法人及び大規模法人と特殊な関係にある法人の所有する会社でないこと、又は、発行済株式総数の3分の2以上が大規模法人及び大規模法人と特殊な関係にある法人の所有する会社でないこと。</p> <p>(6) 風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと。</p>	中小企業等経営強化法施行規則改正以後
所得税 住民税	エンジェル税制	<p>(1) 特定中小会社が発行した株式に係る取得費の控除及譲渡損失の繰越控除等について、次の措置を講ずる。</p> <p>① 居住者等が、次に掲げる要件を満たす特定株式を払込みにより取得した場合には、20億円を限度として株式等の譲渡所得金額から控除する。</p> <p>イ 中小企業等経営強化法に規定する特定新規中小企業者に該当する会社が発行する株式、又は設立後10年未満の中小企業者に該当するもの、その他一定の要件を満たすものより発行される株式を投資事業有限責任組合契約若しくは電子募集取扱業務により取得されるもの。</p> <p>ロ 設立後（5年未満の期間に限る）の各事業年度の営業損益が零未満、かつ、売上高が零又は前事業年度の試験研究費等が出資金額に対する割合の100分の30を超えることその他要件を満たすもの。</p>	中小企業等経営強化法施行規則改正以後

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>② 適用対象となる特定新規中小企業者の特定株主グループの有する株式総数が、発行済株式総数の6分の5を超える会社でないことの要件は、20分の19を超える会社でないこととする。</p> <p>(2) 特定新規中小企業が発行した株式を取得した場合の課税の特例について、上記(1)②を要件とする。</p>	
所得税 住民税	ストックオプション税制	<p>新株予約権の行使期間について、付与決議後10年を経過する日までに行うこととする要件を、設立後5年未満の会社かつ金融商品取引所未上場の会社であることその他要件を満たすものである場合には、付与決議後15年を経過する日までとする。</p>	-
所得税 住民税	極めて高い水準の所得に対する負担の適正化	<p>その年分の基準所得金額から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額がその年分の基準所得税額を超える場合には、その超える金額に相当する所得税を課する措置を講ずる。</p> <p>(改正後) (基準所得金額-3.3億円)×22.5%-基準所得税額 = 追加納税額(マイナスの場合は追加納税はなし)</p> <p>(1) 上記の「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額をいい、「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいう。</p> <p>(2) 上記(1)の「申告不要制度」とは、①確定申告を要しない配当所得等の特例 ②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例をいう。</p> <p>(3) 上記(1)の合計所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額を含まないこととする。</p>	令和7年分以後の所得税について適用
所得税 住民税	個人事業者の届出等の提出の見直し	<p>個人事業者がその事業を開始し、又は廃止した場合に行う届出書等の提出を一括で行えるよう、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 個人事業の開業・廃業等届出書について、その提出期限をその事業の開始等の事実があった日の属する年分の確定申告期限とするとともに、事務所等を移転する場合のその提出先を納税地の所轄税務署長とするほか、記載事項の簡素化を行う。</p> <p>(2) 青色申告書による申告をやめる旨の届出書について、その提出期限をその申告をやめようとする年分の確定申告期限とするともに、記載事項の簡素化を行う。</p> <p>(3) 次に掲げる届出書等について、記載事項の簡素化を行う。</p> <p>① 納期の特例に関する承認の申請書</p> <p>② 青色申告承認申請書等に関する届出書</p> <p>③ 給与等の支払をする事務所の開設等の届出書</p>	<p>(1) は令和8年1月1日以後の事業の開始等について</p> <p>(2) は令和8年分以後の所得税について</p> <p>(3) イは令和9年1月分以後の承認申請について</p> <p>(3) ロは令和9年分以後の所得税について</p> <p>(3) ハは令和9年1月1日以後の事務所の開設等について</p>
所得税 住民税	源泉徴収票又は給与支払明細書の記載内容の電子的な方法により提供するための要件の見直し	<p>給与等の支払をする者が、その支払を受ける者に対し、給与所得の源泉徴収票又は給与支払明細書の交付に代えてその源泉徴収票又は給与支払明細書に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件であるその支払を受ける者の承諾手続に、その支払を受ける者に対し期限を定めてその承諾を求め、その支払を受ける者がその期限までにこれを拒否する旨の回答をしない場合には、その支払をする者はその承諾を得たものとみなす方法を加える。</p>	

税目	項目	改正内容	適用期限
所得税 住民税	源泉徴収票の提出方法の見直し	源泉徴収票の提出方法について、次の見直しを行う。 (1) 給与等の支払をする者が、市区町村の長に給与支払報告書を提出した場合には、その報告書に記載された給与等について税務署長に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなす。 (2) 上記(1)の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収票の税務署長への提出を要しないこととされる給与等の範囲を、給与支払報告書の市区町村長への提出の場合と同様に、年の中途において退職した居住者に対するその年中の給与等の支払金額が30万円以下である場合のその給与等とするほか、これに伴う所要の措置を講ずる。 (3) 公的年金等の源泉徴収票の提出方法についても同様の措置を講ずる。	令和9年1月1日から
所得税 住民税	国外転出時課税の納税猶予の見直し	国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予について、次の措置を講ずる。 納税猶予の適用を受けようとする者が質権の設定がされていないこと等の要件を満たす非上場株式(又は持分会社の社員の持分)を担保として提供する場合において、その者が当該非上場株式(当該持分会社の社員の持分)を担保として提供することを約する書類その他の書類を税務署長に提出するときは、その株券を発行せずとその担保の提供ができることとする。	
所得税 住民税	短期所有土地譲渡の課税特例の延長	短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長する。	
所得税 住民税	低未利用土地譲渡特別控除の特例の見直し及び延長	低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円特別控除について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。 (1) 適用対象となる低未利用土地等の譲渡後の利用要件に係る用途から、いわゆるコインパーキングを除外する。 (2) 次に掲げる区域内にある低未利用土地等を譲渡する場合における低未利用土地等の譲渡対価に係る要件を800万円以下(現行:500万円以下)に引き上げる。 ① 市街化区域又は区域区分に関する都市計画が定められていない都市計画区域(用途地域が定められている区域に限る。) ② 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する所有者	令和5年1月1日以後の譲渡から適用される
所得税 住民税	優良住宅地造成等のための譲渡課税特例の見直し及び延長	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を3年延長する。 (1) 適用対象から特定の民間再開発事業の用に供するための土地等の譲渡を除外する。 (2) 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る開発許可について、次に掲げる区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。 ① 市街化区域 ② 市街化調整区域 ③ 区域区分に関する都市計画が定められていない都	

税目	項目	改正内容	適用期限
		市計画区域（用途地域が定められている区域に限る。）	
所得税 住民税	空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例の見直し及び延長	<p>空き家に係る譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例について、見直し及び適用期限の 4 年(2027 年 3 月 31 日まで)の延長を行う。</p> <p>(1) 現行制度においては譲渡前に耐震改修工事又は除却工事を実施することが要件とされていたところ、当該被相続人居住用家屋が当該譲渡の時から当該譲渡の日の属する年の翌年 2 月 15 日までに除去工事等がされた場合には要件を満たすものとする。</p> <p>(2) 被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が 3 人以上である場合における特別控除額を 2,000 万円とする。</p>	令和 6 年 1 月 1 日以後の譲渡から適用される

〔資産課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
贈与税	相続開始前に贈与があった場合の相続税の見直し	相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該相続の開始前 7 年以内（現行：3 年以内）に当該相続に係る被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合には、当該贈与により取得した財産の価額（当該財産のうち当該相続の開始前 3 年以内に贈与により取得した財産以外の財産については、当該財産の価額の合計額から 100 万円を控除した残額）を相続税の課税価格に加算することとする。	令和 6 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る相続税について適用
贈与税	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について	直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、受贈者が 50 歳に達した場合等において、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとした上、その適用期限を 2 年延長する。	令和 7 年 3 月 31 日まで
固定資産税 都市計画税	長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について	<p>長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税について、次に該当するときは、大規模修繕工事が完了した年の翌年度分の当該マンションの家屋に係る固定資産税について、固定資産税額（1 戸当たり 100 ㎡相当分までに限る。）の 3 分の 1 を参酌して 6 分の 1 以上 2 分の 1 以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する金額を減額する。</p> <p>(1) マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、マンションの管理に関する計画が、都道府県等の長により認定（修繕積立金の額の引上げにより認定基準に適合した場合に限る。）され、又は都道府県等からマンションの管理の適正化を図るために必要な助言若しくは指導を受けて長期修繕計画を適切に見直した場合において、当該認定又は助言若しくは指導に係るマンションのうち一定のものについて、令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行い、その旨を当該マンションの区分所有者が市町村に申告した場合</p> <p>(2) 減額を受けようとする対象マンションの区分所有者は、当該マンションにおいて行われた大規模修繕工事が上記長寿命化に資する一定の大規模修繕工事であること等につき、マンション管理士等が発行した証明書等を添付して、大規模修繕工事後 3 月以内に</p>	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った場合について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		市町村に申告しなければならない。	
贈与税	相続時精算課税制度の見直し	<p>相続時精算課税制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとするとともに、特定贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算等をされる当該特定贈与者から贈与により取得した財産の価額は、上記の控除をした後の残額とする。</p> <p>(2) 相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の土地又は建物が当該贈与の日から当該特定贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までの間に災害によって一定の被害を受けた場合には、当該相続税の課税価格への加算等の基礎となる当該土地又は建物の価額は、当該贈与の時における価額から当該価額のうち当該災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とする。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。</p>	令和6年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用
贈与税	教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について	<p>直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>(1) 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合において、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額を、当該受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。</p> <p>(2) 受贈者が30歳に達した場合等において、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般税率を適用することとする。</p> <p>(3) 本措置の対象となる教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等を加える。</p> <p>(4) その他所要の措置を講ずる。</p>	令和8年3月31日まで
固定資産税 都市計画税	中小企業等経営強化法に規定する(一定の市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を向上させるものとして)認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された生産・販売活動等の用に直接供されるも	<p>中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする。ただし、中小事業者等が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に計画認定の申請事業年度(令和5年4月1日以後)又は、その翌事業年度の雇用者給与等支給額の増加割合を、申請事業年度の直前の事業年度における雇用者給与等支給額の実績と比較して1.5%以上とすることを同計画に位置付け、これを労働者に表明したことを証明する書類を同計画に添付して市町村の認定を受けた場合には、課税標準を次のとおりとする。</p> <p>(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に</p>	令和7年3月31日まで

税目	項目	改正内容	適用期限
	のに係る固定資産税について	<p>取得されるもの最初の5年間価格の3分の1</p> <p>(2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるもの最初の4年間価格の3分の1</p> <p>(注) 上記の「一定の機械・装置等」とは、次の全てを満たすものとする。</p> <p>④ 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたもの</p> <p>⑤ 次に掲げる資産の区分に応じ、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次に定める額以上であるもの</p> <p>イ 機械・装置 160万円</p> <p>ロ 測定工具及び検査工具 30万円</p> <p>ハ 器具・備品 30万円</p> <p>ニ 建物附属設備（家屋と一体となって効用を果たすものを除く。） 60万円</p>	

[法人課税]

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 地方税	オープンイノベーション促進税制の拡充	<p>特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 対象となる特定株式に、発行法人以外の者から購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得により総株主の議決権の過半数を有することとなるものを加える。</p> <p>(注1) 上記の特定株式に係る対象となる取得価額の上限は、200億円とする。</p> <p>(注2) 上記の特定株式の要件、特別勘定の取崩し事由は、現行要件を見直した要件とするほか、現行の特定株式の要件と同様とする。</p> <p>(注3) 上記の特定株式については、特定事業活動に係る継続証明の要件に、対象法人による株式の取得の時に特別新事業開拓事業者が営んでいた事業を引き続き営んでいること等の要件を加える。</p> <p>(2) 払込みにより取得した特定株式について、対象となる取得価額の上限を50億円（現行：100億円）に引き下げる。</p> <p>(3) 既にその総株主の議決権の過半数の株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資を対象から除外するとともに、既に本特例の適用を受けてその総株主の議決権の過半数に満たない株式を有している特別新事業開拓事業者に対する出資についてその対象を総株主の議決権の過半数を有することとなる場合に限定する。</p>	-
法人税 所得税 地方税	研究開発税制の控除率等の見直し	<p>(1) 一般試験研究費の額に係る税額控除制度について、以下の見直しを行う。</p> <p>① 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を1%（現行：2%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>ハ 増減試験研究費割合が12%超 $11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 12\%) \times 0.375$</p> <p>ニ 増減試験研究費割合が12%以下 $11.5\% - (12\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.25$</p> <p>② 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間</p>	令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>に開始する各事業年度の控除税額の上限について、増減試験研究費割合が4%を超える部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を加算し、増減試験研究費割合がマイナス4%を下回る部分1%当たり当期の法人税額の0.625%（5%を上限とする。）を減算する特例を設ける。</p> <p>③ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>④ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>(2) 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。</p> <p>① 増減試験研究費割合が9.4%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が12%を超える場合に次のおりとする特例に見直した上、その適用期限を3年延長する。</p> <p>イ 税額控除率（12%）に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じて計算した割合を加算する。</p> <p>ロ 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。</p> <p>② 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を3年延長する。</p> <p>③ 基準年度比売上金額減少割合が2%以上等の場合における控除税額の上限の上乗せ特例は、適用期限の到来をもって廃止する。</p> <p>(注) 税額控除率は、17%を上限とする（現行と同じ。）</p> <p>(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 関係法令の改正を前提に、対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。</p> <p>② 対象となる特別試験研究費の額に一定の要件を満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者の額を加え、その税額控除率を20%とする。</p> <p>③ 対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費を除外する。</p> <p>④ 特別研究機関等の範囲に福島国際研究教育機構を加える。</p>	
法人税 所得税 地方税	研究開発税制の対象となる範囲の見直し	<p>対象となる試験研究費について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用について、既に有する大量の情報を用いる場合についても対象とする。</p> <p>(2) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として考案されるデザインに基づき行う設計及び試作に要する費用を除外する。</p>	-
法人税	指定寄附金の追	法人が大学、高等専門学校又は一定の専門学校を設置する	学校法人設立準備

税目	項目	改正内容	適用期限
地方税	加	<p>学校法人又は準学校法人の設立を目的とする法人（以下「学校法人設立準備法人」という）に対して支出する寄附金のうち次のいずれにも該当するものを指定寄附金とする。</p> <p>(1) その学校法人又は準学校法人の設立前に、その設立に関する認可があることが確実であると認められる場合においてされる寄附金で、その設立のための費用に充てられるものであること。</p> <p>(2) 募集要綱に、学校法人設立準備法人の設立後5年を超えない範囲内において募集要綱で定める日までに大学、高等専門学校又は一定の専門学校の設置に係る認可を受けなかった場合には、残額を国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。</p>	法人から財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
法人税 所得税	中小企業向け投資促進税制等	<p>(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。</p> <p>(2) 中小企業投資促進税制について、対象資産から、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(3) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（中小企業経営強化税制）について、関係法令の改正を前提に特定経営力向上設備等の対象からコインランドリー業又は暗号資産マイニング業（主要な事業であるものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外した上、その適用期限を2年延長する。</p>	<p>(1) 令和7年3月31日までの間に開始する事業年度</p> <p>(2)(3) 令和7年3月31日までに取得し事業の用に供した資産</p>
法人税 所得税	その他の租税特別措置	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に産業競争力強化法の事業再編計画の認定を受けた法人が同法の特定剰余金配当として行う現物分配で完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その現物分配のうち次の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとする。</p> <p>(1) その法人の株主の持株数に応じて完全子法人の株式のみを交付するものであること。</p> <p>(2) その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数が発行済株式の総数の20%未満となること。</p> <p>(3) 完全子法人の従業者のおおむね90%以上がその業務に引き続き従事することが見込まれていること。</p> <p>(4) 適格株式分配と同様の非支配要件、主要事業継続要件及び特定役員継続要件を満たすこと。</p> <p>(5) その認定に係る関係事業者又は外国関係法人の特定役員に対して新株予約権が付与され、又は付与される見込みがあること等の要件を満たすこと。</p>	令和5年4月1日から令和6年3月31日までの現物分配
法人税 所得税	特定事業継続力強化設備等の特別償却制度	<p>特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。</p> <p>(1) 対象資産に耐震装置を加える。</p> <p>(2) 令和7年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率を16%（現行：20%（令和5年4月1日以後は、18%））に引き下げる。</p>	-
法人税 所得税	デジタルトランスフォーメーション	<p>次のとおり主務大臣の確認要件の見直しを行う。</p> <p>(1) 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売</p>	適用期限を令和7年3月31日までに

税目	項目	改正内容	適用期限
地方税	ヨン投資促進税制の見直し	<p>上高が 10%以上増加することが見込まれることとの要件に見直す。</p> <p>(2) 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることが見込まれることとの要件に見直す。</p> <p>(注) 令和 5 年 4 月 1 日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度を適用しないこととする。</p>	延長
法人税 所得税	特定資産の買い替え特例の期限延長	<p>特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を 3 年延長する。</p> <p>(1) 既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。</p> <p>(2) 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、東京都の特別区の区域から地域再生法の集中地域以外の地域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を 90% (現行：80%) に引き上げ、同法の集中地域以外の地域から東京都の特別区の区域への本店又は主たる事務所の所在地の移転を伴う買換えの課税の繰延べ割合を 60% (現行：70%) に引き下げる。</p>	適用期限を令和 8 年 3 月 31 日までに延長
法人税 所得税	株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例の見直し	対象から株式交付後に株式交付親会社が同族会社 (非同族の同族会社を除く。) に該当する場合を除外する。	令和 5 年 10 月 1 日以後に行われる株式交付について適用
法人税 所得税	暗号資産の評価方法等の見直し	<p>(1) 法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価の対象から、次の要件に該当する暗号資産を除外する。</p> <p>① 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有するもの。</p> <p>② その暗号資産の発行の時から継続して一定の譲渡制限が行われているもの。</p> <p>(2) 自己が発行した暗号資産について、その取得価額を発行に要した費用の額とする。</p> <p>(3) 法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産の譲渡をした場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する。</p>	-
法人税 所得税	つみたて N I S A 奨励金	法人が使用人に対して支給するつみたて N I S A 奨励金で所得税法の給与等に該当するものは給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の対象となる給与等に該当することを明確化する。	-

[消費課税]

税目	項目	改正内容	適用期限
消費税	適格請求書等保存方式に係る見直し	<p>(1) 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除について、次の経過措置を講じる。</p> <p>① 免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対</p>	(1) 令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの日の属する各課税期間

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。</p> <p>② 適格請求書発行事業者が上記①の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。</p> <p>③ 上記①の適用を受けた適格請求書発行事業者が、当該適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、簡易課税制度の適用を受ける旨の届出書を納税地を所轄する税務署長に提出したときは、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を認めることとする。</p> <p>④ その他所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 基準期間における課税売上高が1億円以下又は特定期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者が、国内において行う課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める経過措置を講ずる。</p> <p>(3) 売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。</p> <p>(4) 適格請求書発行事業者登録制度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、課税期間の初日から登録を受けようとする場合には、当該課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：当該課税期間の初日の前日から起算して1月前の日）までに登録申請書を提出しなければならないこととする。この場合において、当該課税期間の初日後に登録がされたときは、同日に登録を受けたものとみなす。</p> <p>② 適格請求書発行事業者が登録の取消しを求める届出書を提出し、その提出があった課税期間の翌課税期間の初日から登録を取り消そうとする場合には、当該翌課税期間の初日から起算して15日前の日（現行：その提出があった課税期間の末日から起算して30日前の日の前日）までに届出書を提出しなければならないこととする。</p> <p>③ 適格請求書発行事業者の登録等に関する経過措置の適用により、令和5年10月1日後に適格請求書発行事業者の登録を受けようとする免税事業者は、その登録申請書に、提出する日から15日を経過する日以後の日を登録希望日として記載するものとする。この場合において、当該登録希望日後に登録がされたときは、当該登録希望日に登録を受けたものとみなす。</p>	<p>(2) 令和5年10月1日から令和11年9月30日まで</p> <p>(3) 令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用</p> <p>(4) ①令和5年10月1日から起算して15日前の日まで</p> <p>②届出書の提出があった課税期間の翌課税期間の初日から起算して15日前の日まで</p>
消費税	その他	外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、免税購入された物品の税務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けがされた場合には、当該物品を譲り受けた者	令和5年5月1日以後に行われる課税資産の譲渡等に係る税

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>に対して譲り渡した者と連帯してその免除された消費税を納付する義務を課すこととするほか、所要の措置を講ずる。</p> <p>(注) 上記の改正に伴い、輸出酒類販売場制度について所要の措置を講ずる。</p>	<p>務署長の承認を受けない譲渡又は譲受けについて適用</p>

〔国際課税〕

税目	項目	改正内容	適用期限
法人税 地方税	グローバル・ミニマム課税への対応	<p>(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(国税)(仮称)の創設</p> <p>① 納税義務者 内国法人(公共法人を除く。)</p> <p>② 課税の範囲 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について課税する。</p> <p>(注1) 「特定多国籍企業グループ等」とは、企業グループ等(多国籍企業グループ等に該当するものに限る。)のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるものをいう。</p> <p>(注2) 上記(注1)の「多国籍企業グループ等」とは、次に掲げる企業グループ等をいう。</p> <p>イ 企業グループ等に属する会社等の所在地国(その会社等の恒久的施設等の所在地国を含む。)が2以上ある場合のその企業グループ等その他これに準ずるもの</p> <p>ロ その会社等の恒久的施設等の所在地国がその会社等の所在地国以外の国又は地域であるもの</p> <p>③ 税額の計算 各対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額とする。</p> <p>④ 申告及び納付等</p> <p>イ 各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月(一定の場合には、1年6月)以内に行うものとする。ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額(課税標準)がない場合は、当該申告を要しない。</p> <p>ロ 電子申告の特例等については、各事業年度の所得に対する法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p> <p>⑤ その他 質問検査、罰則等については、法人税と同様とする。</p> <p>(2) 特定基準法人税額に対する地方法人税(国税)(仮称)の創設</p> <p>① 課税の対象 特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額には、特定基準法人税額に対する地方法人税(仮称)を課する。</p> <p>② 税額の計算</p> <p>イ 各課税対象会計年度の特定基準法人税額(課税標準)に907分の93の税率を乗じて計算した金額とする。</p> <p>ロ 課税標準は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税(仮称)の額とし、附帯税の額を除</p>	<p>(1) 内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用</p> <p>(2) 内国法人の令和6年4月1日以後に開始する課税対象会計年度から適用</p>

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>く。</p> <p>③ 申告及び納付等</p> <p>イ 特定基準法人税額に対する地方法人税（仮称）の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月（一定の場合には、1年6月）以内に行うものとする。</p> <p>ロ 電子申告の特例等については、基準法人税額に対する地方法人税と同様とし、その他所要の措置を講ずる。</p> <p>④ その他</p> <p>質問検査、罰則等については、地方法人税と同様とする。</p> <p>(3) 地方税</p> <p>法人住民税の計算の基礎となる法人税額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税（仮称）の額を含まないこととする。</p>	
法人税 地方税	外国子会社合算 税制等の見直し	<p>外国子会社合算税制等について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 特定外国関係会社の各事業年度の租税負担割合が27%以上（現行：30%以上）である場合には、会社単位の合算課税の適用を免除する。</p> <p>(2) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類の範囲から次に掲げる部分対象外国関係会社に関する書類を除外するとともに、その書類を保存するものとする。</p> <p>① 部分適用対象金額がない部分対象外国関係会社</p> <p>② 部分適用対象金額が2,000万円以下であること等の要件を満たすことにより本制度が適用されない部分対象外国関係会社</p> <p>(3) 申告書に添付することとされている外国関係会社に関する書類（株主等に関する事項を記載するものに限る。）の記載事項について、その書類に代えてその外国関係会社と株主等との関係を系統的に示した図にその記載事項の全部又は一部を記載することができることとする。</p>	内国法人の令和6年4月1日以後に開始する事業年度について適用

〔納税環境整備その他〕

税目	項目	改正内容	適用期限
納税環境 整備	電子帳簿等保存 制度の見直し	<p>(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、過少申告加算税の軽減措置の対象となる申告所得税及び法人税に係る優良な電子帳簿の範囲を次のとおりとする。</p> <p>① 仕訳帳</p> <p>② 総勘定元帳</p> <p>③ 次に掲げる事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿にあつては、ニを除く。）の記載に係る上記①及び②以外の帳簿</p> <p>イ 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項</p> <p>ロ 売掛金その他債権に関する事項</p> <p>ハ 買掛金その他債務に関する事項</p> <p>ニ 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項</p> <p>ホ 減価償却資産に関する事項</p> <p>ヘ 繰延資産に関する事項</p>	(1) 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用

税目	項目	改正内容	適用期限
		<p>ト 売上げその他収入に関する事項 チ 仕入れその他経費又は費用（法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金等を除く。）に関する事項</p> <p>(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。</p> <p>① 解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件を廃止する。 ② 入力者等に関する情報の確認要件を廃止する。 ③ 相互関連性要件を契約書・領収書等の重要書類に限定する。</p>	(2) 令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について適用
納税環境整備	スマートフォン用電子証明書を利用した e-Tax の利便性の向上	e-Taxにより申請等を行う際に送信すべき電子証明書の範囲に、スマートフォンに搭載された署名用電子証明書を加えるとともに、利用者証明用電子証明書が搭載されたスマートフォンを用いて電子情報処理組織を使用する方法により申請等又は国税の納付を行う際に、識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする等の所要の措置を講ずる。	令和7年1月1日以後に行う申請等又は同日以後に行う国税の納付について適用
納税環境整備	加算税制度の見直し	<p>加算税制度について、次の見直しを行う。</p> <p>(1) 無申告加算税の割合（現行：15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%））について、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げる。</p> <p>(2) 過去に無申告加算税又は重加算税が課されたことがある場合に無申告加算税又は重加算税の割合を10%加重する措置の対象に、期限後申告若しくは修正申告（調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものを除く。）又は更正若しくは決定があった場合において、その期限後申告等に係る国税の前年度及び前々年度の当該国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告又は修正申告が、調査通知前に、かつ、更正予知する前にされたものであるときに課されたものを除く。）若しくは無申告加算税に代えて課される重加算税を課されたことがあるとき、又はその無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに、その期限後申告等に基づき課する無申告加算税等を加える。</p> <p>（注）過少申告加算税、源泉徴収等による国税に係る不納付加算税及び重加算税（無申告加算税に代えて課されるものを除く。）については、上記の見直しの対象としない。</p> <p>(3) その他所要の措置を講ずる。 （注）加算金制度についても、同様の見直しが行われている。</p>	令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

以上